

北九州市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約（以下「長期継続契約」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 電子計算機の借入れに関する契約、複写機の借入れに関する契約その他の商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的な物品の借入れに関する契約
- (2) 警備業務の委託に関する契約、清掃業務の委託に関する契約その他の毎年度当初から経常的に役務の提供を受ける必要がある契約

2 長期継続契約の契約期間は、5 年を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

付 則（平成 17 年 10 月 6 日条例第 49 号）

この条例は、公布の日から施行する。